

京都市文化会館条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条例第6号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

京都市文化会館については、市民の皆様が御利用いただく際の使用料を京都市が条例によって定め、京都市の収入となる「使用料方式」を採用しておりましたが、市民サービスの向上を図るため、京都市が条例によって定めた上限の範囲内で指定管理者が利用料金を決定し、その利用料金が指定管理者の収入となる「利用料金制度」を導入することとし、これによって指定管理者の創意工夫を可能にし、地域や各会館の実情に応じた自主的な努力を促すことができるようにすることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。ただし、文化会館の利用料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の公布の日から行えることとしました。

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年6月10日

京都市長 門川大作

## 京都市条例第6号

### 京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「別表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第3項中「使用料」を「利用料金」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考3中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考4中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考5中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考6中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に改め、同備考7中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)